

食品製造用水及び清涼飲料水の規格基準の改正について

1. 経緯

「食品製造用水」及び「清涼飲料水」は、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の第1食品の部Bの「食品一般の製造、加工及び調理基準」及びD「各条」において規定され、必要に応じ所要の見直しが行われてきた。

これまで、清涼飲料水のうちミネラルウォーター類の化学物質についてはCodex委員会におけるナチュラルミネラルウォーター等の規格の設定及び我が国の水道法の水質基準改正の動きを受け、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会（以下「部会」という。）において規格基準の改正について審議している。また、清涼飲料水（ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの）の成分規格の設定方針は、原則として水質基準等の設定の考え方に準じて設定することとしている。

今般、食品の原料として用いる水に関して、世界保健機関（WHO）の飲料水水質ガイドライン及び水道法（昭和32年6月15日法律第177号）との整合性の観点より、規格基準の一部改正を行うこととした。そのため「食品製造用水」及び「清涼飲料水」の規格基準の改正について、厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会長宛てに平成30年2月26日付けで諮問された。

なお、今般は原料として用いている水に関して審議するものであって、他の食品については、今後審議の必要性を検討し、必要に応じて検討する。

【水道法による改正の経緯】

○平成15年4月28日付け厚生科学審議会答申（一部抜粋）に基づき改正

水系感染症の主な原因菌が人を含む温血動物の糞便を由来とすることから、水道の微生物学的安全確保に向けては糞便汚染を検知することが極めて重要である。すなわち、水道水の品質保証という観点から糞便汚染の検知には高い精度が求められる。その意味から大腸菌は糞便汚染の指標として適当と判断される。

今日まで大腸菌群を指標として用いてきたが、その指標性は低く、本来は大腸菌を用いるべきであった。それでも大腸菌群が採用された理由は、単に当時の培養技術が制約となっていたに過ぎない。

○水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令 101 号）より抜粋

一般細菌（1 ml あたり）	大腸菌
1 ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること。	検出されないこと。

【WHO 飲料水水質ガイドライン 第 4 版 (Guidelines for drinking-water quality)】

※国立保健医療科学院による原文翻訳より抜粋

大腸菌または糞便性大腸菌群
試料 100 mL 中に検出してはならない

2. 審議事項

これまで、「食品製造用水」及び「清涼飲料水（ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの）」の規格基準において、大腸菌群を指標として用いてきたが、WHO 及び水道法では、大腸菌を水の糞便汚染の指標として設定している。

そのため、原料として用いる水について、国際的な指標及び水道法との整合性の観点から別紙の通り改正する。

なお、試験法については、分析技術の進歩に迅速に対応するため、通知法とするよう別途検討する。

3. 今後の対応

上記の対応（案）について、食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼し、評価結果を受けた後、特段の問題が無ければ告示改正のための必要な手続きを行う。

食品製造用水及び清涼飲料水の規格基準

※清涼飲料水については、ミネラルウォーター類の改正箇所のみ抜粋

【現行基準値】

品目			細菌数 (1mlあたり)	大腸菌群	大腸菌
食品製造用水			100以下	検出されないこと	—
清涼飲料水	ミネラルウォーター類 (殺菌・除菌有り)	製造基準 (原料として用いる水)	100以下	陰性	—



【改正案】

品目			細菌数 (1mlあたり)	大腸菌群	大腸菌
食品製造用水			100以下	—	陰性
清涼飲料水	ミネラルウォーター類 (殺菌・除菌有り)	製造基準 (原料として用いる水)	100以下	—	陰性